

## (仮称)久慈山形ウィンドファーム事業に係る環境影響評価手続状況

事業の名称	(仮称)久慈山形ウィンドファーム事業	
適用区分	法第1種	
事業の種類	風力発電(陸上)	
事業の規模	出力 97, 600kW	
事業の実施区域(予定地)	久慈市	
事業者の名称	久慈山形風力発電合同会社	
環境影響評価手続者	同上	
配慮書	提出	令和8年1月26日付け
	縦覧期間	令和8年1月27日～令和8年2月27日
	住民等の意見書の提出期間	令和8年1月27日～令和8年2月27日
	技術審査会の審査	令和8年3月13日
	知事意見の送付	令和 年 月 日



「(仮称)久慈山形ウィンドファーム事業に係る計画段階環境配慮書」  
に対する久慈市長意見

1 総括的事項

環境影響評価を行う過程において、新たな事情が生じた場合、必要に応じて環境影響評価の項目及び手法等の見直しを行うなど、適切に対応すること。

2 個別事項

(1) 防災

当市の土砂災害(特別)警戒区域及び土砂災害警戒区域等のハザードを確認の上、事業を進めること。

また、砂防指定地及び急傾斜地崩壊危険区域等も改めて確認の上、必要に応じ手続き等に遺漏のないように留意すること。

(2) 土地利用

ア 当該土地は都市計画区域外であるものの一定規模以上の開発の場合で、且つ、建築物の建築を目的とする開発を当該事業と合わせて実施する場合、都市計画法に基づく開発許可手続きが必要となる場合があることから、該当となる場合は事前に許可権者へ確認を行うこと。

また、一定以上の切土または盛土を行う場合、盛土規制法に基づく許可手続き等が必要となるため、事前に許可権者に確認を行うこと。

イ 農用地区域を確認の上、農用地区域に該当する場合は必要な変更手続きを行うこと。

また、本周辺農地(牧草地等を含む)の環境に悪影響を及ぼさないよう十分に配慮するとともに、近隣の農業者から意見・要望が寄せられた場合は適切に対応すること。

なお、事業対象地及び事業対象隣地に農地が含まれる場合は、農地法の他、関係法令に基づき必要な手続きを行うこと。

ウ 事業実施想定区域に設定されている道路は、林道であるため、事業活動で通行する場合は、「林道使用協定」について協議を行うこと。

また、改変が必要な場合は、現況を十分に調査した上で、事前に協議を行うこと。

エ 事業実施にあたっては、法定外公共物の位置を確認の上、該当のある場合は必要に応じて手続き等に遺漏のないよう留意すること。

(3) 道路・交通

意見なし

(4) 自然公園

事業実施想定区域は、国道 281 号線沿いの自然公園区域にかかることから、自然公園区域での作業が発生する場合には、その作業の概要など事前に協議するこ

と。

(5) 産業

事業実施想定区域に採草地が含まれている場合など、土地利用状況には特に配慮願いたい。

(6) 水質

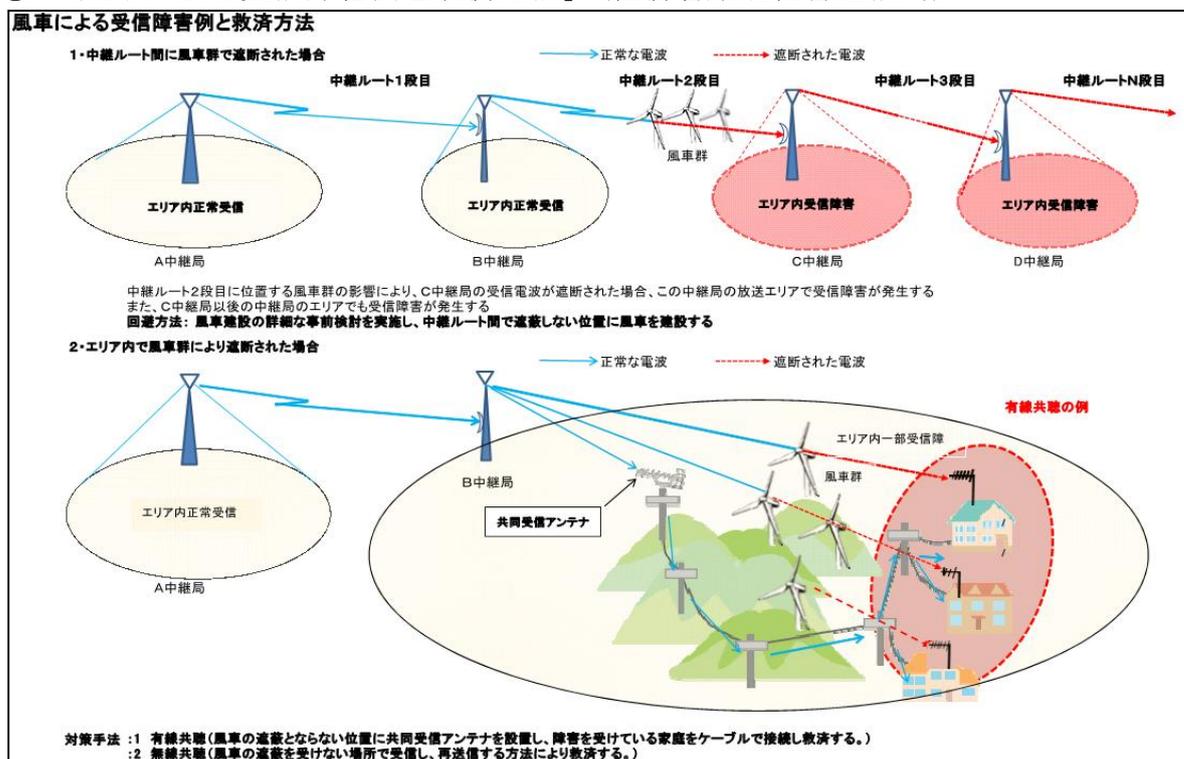
事業実施想定区域内は、「川井・霜畑・関地区の給水区域内」であり、一部水道施設(浄水場及び管路)が含まれていることから、施工の際及び施設完成後において水道施設及び水質に影響が出ないよう十分に留意すること。

(7) 電波障害

風力発電施設の建設に伴い、テレビ及びラジオの放送受信環境に影響が発生する恐れが懸念されるため、建設場所の近隣にあるテレビ共聴組合が建設した受信施設への影響の有無やラジオの受信環境について留意すること。

<参考資料>

① 「風車による受信障害例と救済方法」(総務省東北総合通信局)



② 「風力発電による放送受信への影響防止についてのご協力のお願い」

(総務省東北総合通信局ホームページ)

<https://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/bc-huryoku.html>

(8) 自然環境

主要な眺望景観への影響について配慮願いたい。

また、事業実施想定区域内には、鳥獣保護区や保安林、県が公表する「イヌワシの重要な生息地」が含まれているほか、県の指定文化財(天然記念物)である霜畑のケヤキ群が植生されており、区域内には埋蔵文化財包蔵地や特定植物群落及

び生物多様性の保全の鍵になる重要地域も含まれていることから、工事等を行う際には周辺環境に十分に配慮すること。

#### (9) 騒音・振動

事業実施想定区域は、当市における騒音及び振動の規制地域に含まれていないが、事業実施(建設工事や部品等の運搬などを含む)に伴う騒音及び振動について、極力低減するよう配慮すること。

また、「調査、予測及び評価の手法」については、測定数値のみならず、近隣の生活環境及び家畜や生態系への影響を極めて考慮するなど、多角的なものとなるよう、特にも配慮すること。



(仮称) 久慈山形ウィンドファーム事業計画段階環境配慮書に対する委員等事前質問・意見

資料No.1-3

【委員、専門調査員】

No.	区分	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
1	想定区域	齊藤委員	2. 2-13(15)	<p>複数の候補地から総合的に最終候補地を選定した経緯は理解できるが、イヌワシのゾーニングや久慈市の風力発電ゾーニングなど極めて重要な環境配慮項目ではサイトAが適するように思える（住宅までの距離0.2kmとなるエリア部分は縮小して、0.4km以上の離隔を取ることは可能）。環境配慮の観点から、サイトCがサイトAよりも適正とした理由をもう少し具体的に説明いただきたい。</p>	<p>複数案の候補としてサイトA及びDを含めてはいるものの、サイトA及びDは事業性が低い（風況が弱い／サイトA：約6.0m/sec及びサイトD：約5.5m/sec）ことから、事業性の高い候補地（サイトB：約7.0m/sec及びC：約6.5m/sec）に回避困難な課題がなければそれらを優先し第一候補からは外れます（事業性の低いサイトA及びサイトDを複数案に含めた理由は質問3の回答に含む）。</p> <p>こうした理由に加えて、サイトAはイヌワシのゾーニングにおいて「その他のゾーン」とされているが、イヌワシを含む猛禽類への影響を配慮する必要がない場所ではないと認識しており、仮にサイトAを選定した場合でも今後猛禽類の現地調査を実施し、適宜配慮することは必須だったと考えております。一方で、サイトCは「イエローゾーン」にあることから早期に専門家に開発検討の可否について相談しましたが、候補地から直ちに外すべき理由はないものご意見いただきました。配慮書p2. 2-13(15)の表2. 2-2についてはゾーニングに基づく評価を示しておりますが、現地調査を実施し、適宜イヌワシを含む猛禽類への影響を配慮する必要性についてはサイトAとCで差異はないのが実態だと認識しております。</p> <p>また、サイトAは今回の複数案の評価において環境影響面でも最寄り住宅までの距離が約0.2kmだったことから評価を下げております。この住宅付近を事業実施区域から外すという考え方があることはご指摘の通りです。ただ、最寄り住宅までの距離が約0.2km付近は風力発電機設置範囲の中で重要な地点であり、この区域を外すと設置可能な風力発電機基数が減ってしまい風況の弱さも考慮すると事業が成立しないことからこの区域を外しての評価はできませんでした。</p>
2	想定区域	齊藤委員	2. 2-48(50)	<p>本事業実施想定区域周辺には、既に多くの風力発電事業計画が提出されており、久慈・山形エリアは累積的な環境影響が大いに懸念される地域である。事業計画を、あえて久慈・山形エリアに絞った理由を説明いただきたい。</p>	<p>日本国内においてはすでに陸上風力発電事業の適地は限られており、複数の事業者が同一地域で計画をすることは避けられないことだと認識しております。そのために環境影響評価において累積的な影響を評価して最終的な判断を行うと承知しております。一方、そうした状況であっても事業実現性検討段階においては最低限として事業実施想定区域が他事業者計画と重ならない区域で計画しております。また久慈・山形エリアに絞った理由としては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 事業性、環境影響等において課題はあるものの今後の詳細調査、計画において回避できる可能性がある適地であること、</li> <li>2) 久慈市が再生可能エネルギーに対して推進の立場であること、</li> <li>3) 他事業者の事業実施想定区域となっていないこと、</li> <li>4) 地域の皆様から支援を頂けていること、</li> </ol> <p>となります。</p>
3	想定区域	前田委員	2. 2-13(15)～ 2. 2. 29(31)	<p>事業候補地の条件検討から「事業性配慮」を外す必要があります。環境影響評価の手続きの中で、事業性は審査対象になりません。事業性の検討は候補地を設定する段階で行なうもので、候補として認めたものは、環境面のみから評価されなければなりません。</p>	<p>環境影響評価ですので、事業性配慮は対象ではなく環境配慮のみが審査対象ということについては、ご指摘の通りです。</p> <p>今回の複数案について、サイトA、サイトDは、他に比べ風況が良くなく本来事業性の面から複数案の候補から外すべきだったかもしれません。しかし、もしサイトB、サイトCの環境配慮面の評価が極端に悪い場合は、相対的に風況の良いサイトA、サイトDを復活させて比較検討する必要がありますことから、複数案の候補に残した経緯があります。</p>

No.	区分	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
4	想定区域	前田委員	2. 2-13(15)～ 2. 2. 29(31)	候補地はいずれも、当事業規模に対して十分に広い範囲を設定しているため、実際の事業実施区域は大幅に狭い範囲となります。そのような場所の不確実性がある候補地に関して、最寄りの住宅等までの距離のわずかな違いや各種ゾーニングとの重なりを評価、比較しても意味がありません。候補地境界の線の引き方次第で意図的にいずれかの候補を有利に示すことも可能であり、客観性がない選定になっています。	今回の複数案の検討に当たっては、まず風力発電機の設置可能範囲を検討し、その後風力発電機の設置可能範囲周辺の改変の可能性のある範囲を検討して、事業実施想定区域としています。(サイトCの例を、配慮書p2.2-29(31)～p2.2-30(32)に記載しております。)このため、意図的に候補地の範囲を設定したということはありません。
5	想定区域	前田委員	2. 2-13(15)～ 2. 2. 29(31)	候補地の選定に際してイヌワシに配慮するならば、もっと広い範囲を対象に検討を行なう必要があります。配慮書に示されたエリアはそもそも大部分(86%)がイヌワシの生息地(レッドまたはイエローゾーン)であり、このエリアを事業対象に選んだ時点で、一番に考慮しなくてはならない保全措置である「回避」の要件を満たせてなくなっています。	サイトCは事業実施想定区域のほぼ全域がイヌワシの生息地(イエローゾーン)となっていますが、今後現地調査を行いイヌワシの生息状況を確認して、イヌワシへの影響を「回避」または「低減」いたします。レッドゾーンまたはイエローゾーン以外(その他のゾーン)においても、イヌワシの一時的な滞在や通過が確認されている地域や、十分に調査されていない地域を含むため、イヌワシが生息しないことを示す区域ではないことから、現地調査は必要と考えています。このため、その他のゾーンの選択＝「回避」とはいえず、逆にイエローゾーンであっても現地調査の結果、生息が認められない場合は「回避」に当たると認識しています。
6	想定区域	高橋専門調査員	2. 2-36(38)	事業実施想定区域のほぼ全域がイヌワシの生息地(イエローゾーン)で、資材運搬道路は重要な生息地(レッドゾーン)に含まれているため、イヌワシへの悪影響が少しでも予想される場合には事業実施の是非から再検討すること。	今後、猛禽類の現地調査を実施し、イヌワシの生息状況を把握します。そのうえで、イヌワシへの影響が回避または十分な低減ができない場合は、事業計画の見直しを行います。なお、搬入路の候補としている区域がレッドゾーンになっていますので、現地調査の結果を踏まえて、必要に応じ、搬入ルートの再検討などを行います。
7	想定区域	伊藤歩委員	2. 2-29(31) 2. 2-32(34) 3. 2-58(204)	保安林と重なる部分について外すことをご検討いただきたい。	保安林と重なる部分を可能な限り無くすように今後の調査、計画を進めてまいります。 <b>※非公開</b>
8	想定区域	高橋専門調査員	2. 2-29(31) 2. 2-32(34) 3. 2-58(204)	事業実施想定区域内に保安林が含まれているため、その範囲を除外すること。	保安林と重なる部分を可能な限り無くすように今後の調査、計画を進めてまいります。 <b>※非公開</b>
9	騒音、超低周波音	永幡委員		WHOが指摘するように風力発電機による騒音の健康影響について十分な科学的な知見がないとは言え、日本における疫学調査において風車から1.5km以内の居住、及び、風車騒音が自覚的に聞こえることがリスクファクターである可能性が指摘されている中、さらに言えば、環境省が風力発電機の大型化が健康影響及ぼす影響は未知であることを述べている中、6MW級の発電機の設置をも検討しているにも関わらず、従来通りの通り一遍の評価手法による評価のみで評価を終わらせているこの配慮書は、少なくとも「騒音及び低周波音」という項目について、計画段階における配慮を十分にしているとは言い難い。方法書においては、発電機の大型化の影響が未知であることを前提とし、また、健康影響についても十分な科学的知見がないことに留意し、予防原則に基づいた安全側の評価を行うことができる方法を提案すること。	風力発電機の騒音及び低周波音に係る健康影響については、国内外で見聞の蓄積が途上であり、不確実性が残る論点があることを認識しています。このため、方法書以降の手続においては、最新の知見や環境省の指針・マニュアル等を参照しつつ、調査、予測及び評価手法を検討いたします。評価手法に当たっては、従来どおりの画一的な手法に限らず、騒音影響の予防的な観点から安全側となるよう、(音源条件、伝搬条件、評価地点の設定等)や評価方法(複数条件での感度分析、より厳しい条件での確認等)を検討いたします。

No.	区分	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
10	騒音、超低周波音	平井委員	4. 3-15(236)	P. 236の(2)評価結果において、「住宅等からの距離に留意して、風力発電機の配置及び機種を検討」すれば「重大な影響を回避又は低減できる」と判断されていますが、その検討内容について現在わかる範囲で具体的にお教えください。	住宅等からの風力発電機までの距離、地形を考慮して、最も影響が大きくなると予想される地点で現況調査を行い、騒音の予測計算を行います。指針値を参考として評価し、その評価結果を踏まえ、風力発電機の配置位置を変更することでさらに離隔を確保したり、機種の変更や運転モードの変更等で影響の低減が可能かどうか検討します。
11	水環境	伊藤歩委員	3. 1-14(64) 3. 2-9(155)	湧水(地下水)を利用している清水川取水場とその周辺を拡大した地図を示していただき、周辺に沢などがあればそれも示してください。また、事業実施想定区域内の沢などもあれば分かる範囲で地図上に示してください。	清水川取水場とその周辺の拡大図を、別添資料11にお示しいたします。事業実施想定区域内の沢は、配慮書p3.1-14(64)に記載しているもの以外は把握しておりません。今後、現地調査の過程で常時水流を確認し、その位置を地図上に示すようにいたします。
12	水環境	久保田委員	3. 2-10(156)	風力発電機設置予定地点から水道用水の取水地点(湧水点)までの距離が書かれていますが、湧水点の集水域に事業実施想定区域が含まれるか含まれないかが重要だと思います。含まれないのであれば取水場への影響は少ないと思われます。	清水川取水場の取水地点(湧水)の集水域を、別添資料12にお示しいたします。清水川取水場の集水域は、遠別川の西側であり、事業実施想定区域に含まれませんので、清水川取水場への影響は小さいものと考えております。
13	防災	大河原委員	3. 2-56(202) 3. 2-56(203)	国土防災関係として、次の指定地もしくは区域が存在しています。これら地区への対応について、基本的考えを伺いたい。 ②事業実施想定区域及びその周囲に砂防指定地が存在する ③事業実施想定区域及びその周囲に急傾斜地崩壊危険区域が存在する ⑤事業実施想定区域及びその周囲に山地災害危険地区が存在する ⑥事業実施想定区域及びその周囲に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が存在する	原則として②砂防指定地、③急傾斜地崩壊危険区域、⑤山地災害危険地区、⑥土砂災害計画区域及び土砂災害特別計画区域では大規模な土地の改変は計画いたしません。風力発電機の設置予定範囲を除く事業実施想定区域は大型設備の輸送において道路の拡幅などを目的とした土地の改変の可能性のある部分を含めるために広大に設定しております。
14	生態系	伊藤絹子委員	3. 1-29(79) 3. 1-30(80) 3. 1-85(135)	風力発電事業と自然環境や生態系の保全との両立ができるように努めていただきたい。そのためにも事業予定地域の自然や生態系の特徴の把握は非常に重要なことと考えています。食物連鎖の模式図がありますが、できればこの地域の重要な種を加えてもう少し詳しい図にできないでしょうか。多様な種が生息しており、全てを入れ込むことは難しいと思いますが、本地域の特徴がわかるような図にしていきたいと思います。また、河川域(特に渓流域)の食物連鎖には陸域由来の有機物(枯葉など)の寄与が非常に大きいと考えられていますので、そのことがわかるような図に工夫していただきたいと思います。	ご意見を踏まえ、方法書では文献その他の資料で確認された重要な種を模式図に追加いたします。また、河川域の食物連鎖について、陸域由来の有機物の寄与が分かるような図に修正いたします。
15	累積的影響	平井委員	2. 2-48(50)	周囲で計画されている(仮称)岩手久慈風力発電事業や(仮称)久慈山形風力発電事業、(仮称)袖山高原ウィンドファーム事業と本事業の位置関係からすると、累積的な騒音・低周波音の被害が懸念されます。特に山形町霜畑地区の各集落での影響が深刻となるかもしれません。「累積的」な騒音・低周波音の評価は、具体的にどのような方法で評価するのかお教えください。また、同様の理由で、山形町霜畑地区での調査ポイントを多くすることをご検討ください。	騒音の累積的影響は、関係する事業の各風力発電機の位置、サイズ、発生源の音響レベル情報を収集し、これらがすべて稼働した状態を想定して、合成された騒音レベルを予測いたします。山形町霜畑地区での調査ポイントの設定に当たっては、累積的影響にも配慮した選定を行います。例えば、他事業で調査地点となった地点がわかっている場合、その地点を調査地点とするなどが想定されます。

No.	区分	委員名	図書頁	質問・意見	事業者回答
16	河畔林	伊藤絹子委員		事業想定区域及びその周辺では樹木の伐採等が行われることになると思っています。河畔林も伐採対象になりますか。また、樹木の伐採面積は現在の樹林面積の何%くらいを想定していますか。	河畔林は、水辺の生態系の維持や土砂流出防止において重要な役割を担っていると認識しております。そのため、風力発電機本体や搬入路の計画にあたっては、原則として河畔林の伐採を回避する方針です。しかしながら、大型車両の通行に伴う既存道路（林道等）の拡幅等において、やむを得ず河川・沢筋沿いの樹木の伐採が必要となる可能性は完全に排除されるものではなく、今後の詳細設計において、改変が必要最小限となるよう具体的に検討してまいります。 また、河畔林に限らない樹木全体の伐採面積につきましても、現時点では風力発電機の配置および構内道路のレイアウト等の詳細設計に着手していないため、具体的な伐採面積や樹林面積に対する割合を算出することは困難です。今後の計画の具体化にあたっては、既存道路の最大限の活用や地形に沿ったルート選定等により、樹木の伐採面積を可能な限り縮減するよう努めてまいります。
17	土地利用	久保田委員	3.2-7(153) 3.2-8(154)	農業地域と森林地域が重なっていますが、実際にはどのような感じの土地利用がされているのでしょうか？	実際の土地利用の状況及び写真を別添資料17にお示しいたします。
18	土地所有	平井委員		風力発電機の設置予定範囲に含まれる土地の所有区分と、そのおおよその割合をお教えてください。	風力発電機の設置予定範囲の土地の面積は1,846,048㎡（現時点で設置する可能性のある範囲の総面積となり、実際に設置、土地の改変を行う面積はこれより大幅に小さくなります。）となり、おおよそ民地が29%、市有地が71%となります。 風力発電機の設置予定範囲の土地所有区分を別添資料18にお示しいたします。

【関係課】

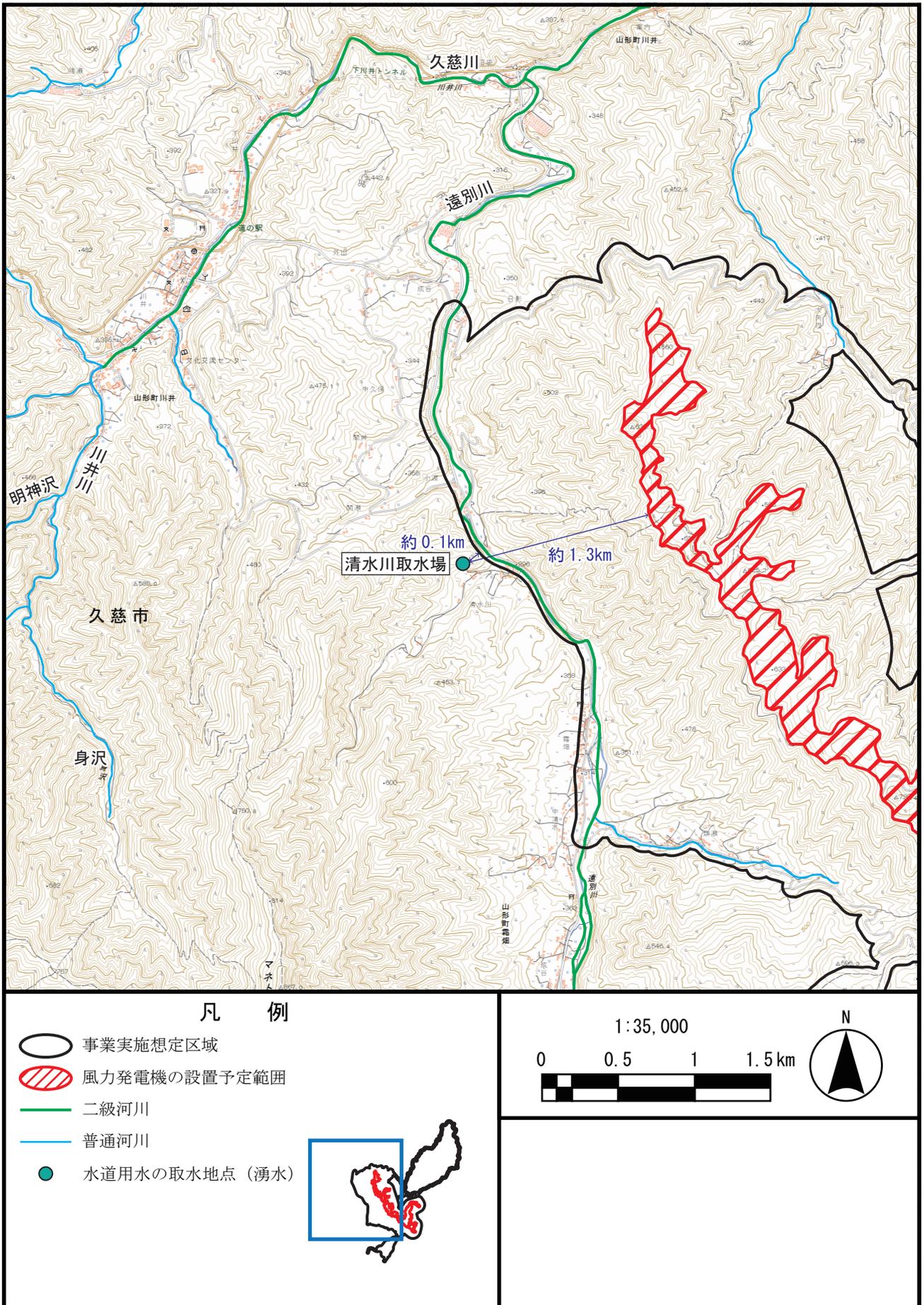
No.	区分	関係課	図書頁	質問・意見	事業者回答
1	想定区域	自然保護課		○岩手県自然環境保全指針について 事業実施想定区域は自然環境保全指針の保全区分のAを含んでいるため、植生や動植物の生息・生育環境の改変は、原則として避けるようにすること。また、事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、保全に万全を期するようにすること。	搬入道路として拡幅の可能性があるエリアの一部に、自然環境保全指針の保全区分のAを含んでいます。 現地調査によって、改変により植生や動植物の生息・生育環境への影響が大きいと判断された場合は、搬入ルートの変更を含め保全に万全を期します。
2	森林	森林保全課		事業実施想定区域は、その大部分が森林法に基づく森林区域であり且つ、その一部が保安林に指定されている。 森林区域（民有林）における1haを超える開発行為及び保安林内での立木の伐採や土地の形質変更等を行う場合には、それぞれ許可等を受ける必要があることから、森林法の基準に適合した各種防災施設の設置や環境への配慮等をした事業計画とすること。 なお、保安林については、指定の趣旨から森林以外への転用は抑制すべきものであることから、施設整備等を計画する際は保安林を除外するよう検討すること。やむを得ず保安林内での事業計画となる場合には、必要最小限とするよう配慮すること。 また、「山地災害危険地区調査要領」（平成28年7月林野庁）に基づく山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区及び山腹崩壊危険地区）が存在していることから、土砂災害等の発生が懸念される箇所の改変を回避するなど、風力発電機等の位置等を適切に決定すること。	森林法の基準に適合した各種防災施設の設置や環境への配慮等をした事業計画といたします。 施設整備等を計画する際は保安林を除外するよう検討いたします。やむを得ず保安林内での事業計画となる場合には、必要最小限とするよう配慮いたします。 土砂災害等の発生が懸念される箇所の改変を回避するなど、風力発電機等の位置等を適切に決定いたします。
3	水環境	県民くらしの安全課	3.2-9(155) 3.2-10(156)	事業実施想定区域に近接して、久慈市上水道の水源（湧水）が存在することから、事業の実施にあたっては、当該水道事業者と十分に協議のうえ、水道事業への影響が生じないよう配慮すること。	事業の実施にあたっては、当該水道事業者と十分に協議のうえ、水道事業への影響が生じないよう配慮いたします。
4	動物（鳥類）	自然保護課		○野生鳥獣関係について 事業実施想定区域及びその周辺では、岩手県環境基本計画において保全目標が定められているイヌワシ等の希少猛禽類が確認されていることから、風力発電機等への衝突事故、移動の阻害等による重大な影響が懸念される。 また、環境省レッドリストやいわてレッドデータブックに掲載されている希少な野生動植物について、生息環境の変化による影響が懸念される。 このため、工事の実施、地形改変及び施設の稼働が動物に与える影響について、専門家等からの助言を踏まえた十分な調査、予測及び評価を実施し、その結果に基づき、動物の重要な生息場所の喪失、移動経路の分断を回避すること。	方法書において、専門家等からの意見を踏まえて調査手法を記載いたします。工事の実施、地形改変及び施設の稼働が動物に与える影響につきましては、実際の現地調査の結果に対する専門家等からの助言を踏まえて、予測及び評価を実施し、希少猛禽類の風力発電機等への衝突事故、動物の重要な生息場所の喪失及び移動経路の分断等を回避することを検討いたします。
5	放射性物質	県北広域振興局保健福祉環境部	3.1-95(145)	一般環境中の放射性物質の状況について、令和7年12月に「岩手県放射線影響対策報告書」が新たに発行されており、久慈地区合同調査の空間放射線量率の年平均値は0.048μSv/hとなっていることから、最新の情報を記載すること。	—
6	廃棄物	県北広域振興局保健福祉環境部	3.2-15(161)～ 3.2-17(163)	事業実施想定区域から50kmの範囲における産業廃棄物の中間処理施設、最終処分場の施設数と分布状況がまとめられているが、参照している資料の年度が古く現在の実態と乖離しているため、可能な限り最新の情報を記載すること。	—

No.	区分	関係課	図書頁	質問・意見	事業者回答
7	関係法令等による規制等	建築住宅課		風力発電設備（船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第1項の規定の適用を受けるもの又は電気事業法第2条第1項第十八号に規定する電気工作物であるものに限る。）は建築基準法に基づく建築確認申請が不要です。	—
8	関係法令等による規制等	都市計画課		当該地は、都市計画区域外であるため、主として建築物の建築又は特定工作物の建設を目的として1ha以上の土地の区画形質の変更を行う場合には、工事着手前に都市計画法第29条第2項の開発行為の許可を受ける必要があります。 当該地に係る開発許可に関する事務及び権限は、岩手県知事にあります。開発行為についての疑義等がある場合には、岩手県都市計画課又は久慈市建設企画課に照会願います。	—
9	関係法令等による規制等	都市計画課		当該地は、工事着手前に宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）に基づく手続きが必要な場合があります。 当該地に係る相談等は申請区域を管轄する振興局へお願いします。	—
10	関係法令等による規制等	都市計画課		対象事業実施区域は、岩手県景観計画（平成22年10月15日制定、平成23年4月1日施行）による一般地域の自然景観地区及び農山漁村景観地区に指定されており、同計画で定める景観形成基準への適合に努める必要があります。 また、景観法第16条第1項に基づく届出対象行為に係る事務及び権限は、県北広域振興局長（県北広域振興局土木部）にあります。届出対象行為に該当する場合は、県北広域振興局土木部に届出が必要です。 なお、景観への影響、景観資源及び設定した眺望点については、対象事業実施区域及び近隣市町村に意見を確認願います。	—
11	関係法令等による規制等	農業振興課		農用地区域内の農用地等で事業を行う場合：農用地区域の変更（農用地区域からの除外）手続き（問い合わせ先：市町村の農政担当課） ※ なお、農用地区域は、おおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地であることから、位置選定に当たっては代替地がないか十分検討いただくようお願いします。 農用地区域内において開発行為を行う場合：農振法第15条の2に基づく開発許可の手続き（問い合わせ先：市町村の農政担当課） 農地を転用する場合：農地法第5条に基づく農地転用許可の手続き（問い合わせ先：市町村の農業委員会） ※ 農地を一時的に資材置場などとして利用する場合も知事の許可が必要ですので注意してください。	—

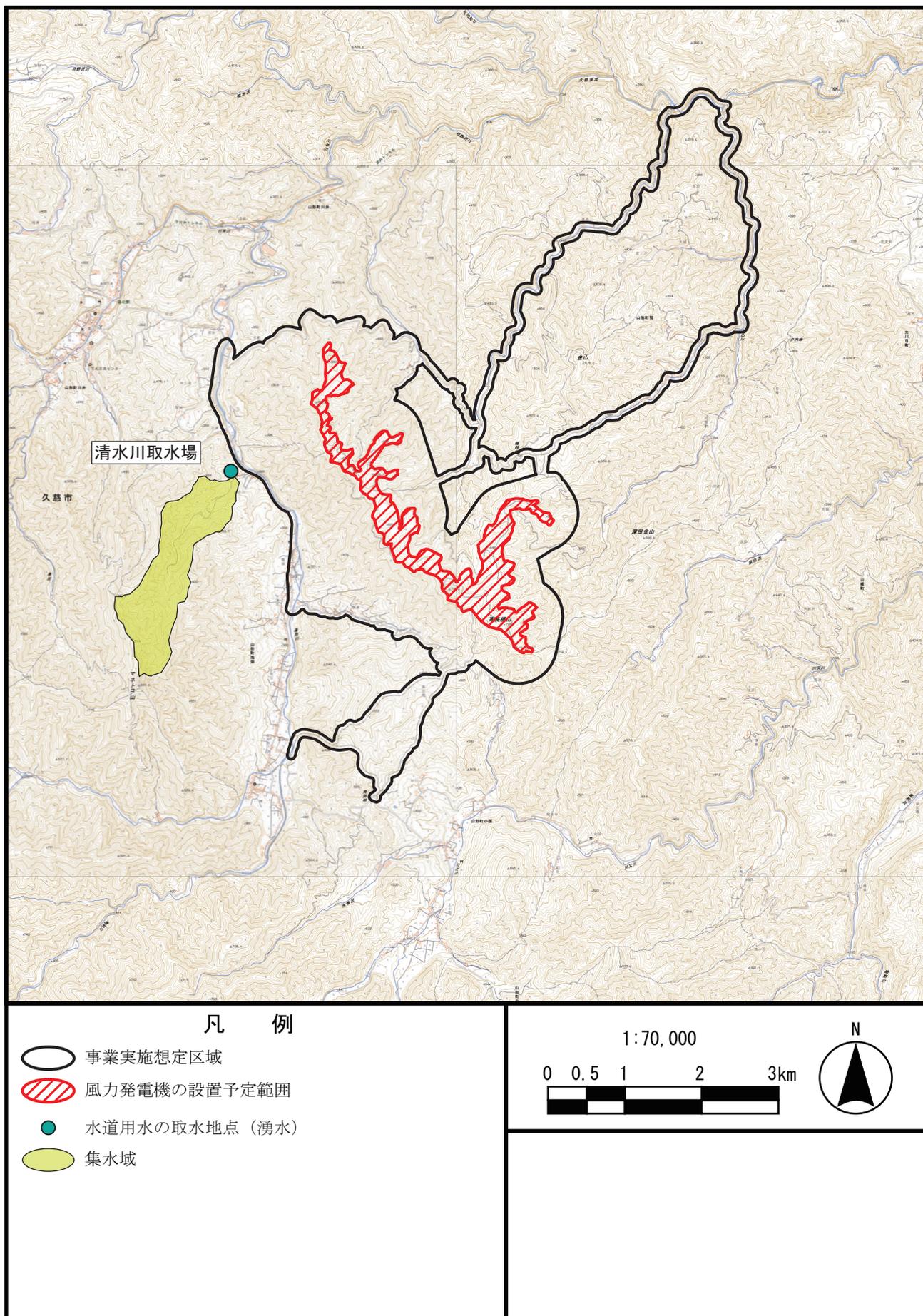
No.	区分	関係課	図書頁	質問・意見	事業者回答
12	関係法令等による規制等	森林整備課		<p>事業区域内には、森林法第5条に基づく地域森林計画対象森林が含まれていることから、対象森林の伐採等の行為を行う場合は、「伐採及び伐採後の造林の届出」関係及び森林経営計画制度に基づく手続が必要である。</p> <p>(1) 地域森林計画対象森林であり森林経営計画がたてられていない森林においては、伐採を開始する90日から30日までの間に「伐採及び伐採後の造林の届出」を市町村に提出しなければならない。(森林法第10条の8)  なお、森林法第10条の2に基づき、林地開発の許可を受けた場合は、「伐採及び伐採後の造林の届出」の提出は不要である。</p> <p>(2) 森林経営計画の対象森林において森林所有者等が自ら森林の経営を行わなくなった場合は、対象森林から除外する手続が必要である。(森林法第12条)</p> <p>(3) 森林経営計画の対象森林において計画に基づく伐採をする場合は、伐採後30日以内に「森林経営計画に係る森林の伐採等の届出」を提出しなければならない。(森林法第15条)</p>	—
13	関係法令等による規制等	砂防災害課		<p>事業実施想定区域が久慈市に位置することから、事業実施の検討にあたっては、当該区域を管理している県北広域振興局土木部に砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域の有無を確認してください。</p> <p>砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域は、区域内の制限行為について、知事の許可が必要となります。</p> <p>この他、土砂災害特別警戒区域内の場合は、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制があります。</p>	—



別添資料11 清水川取水場とその周辺の拡大図



別添資料12 清水川取水場の取水地点（湧水）の集水域



凡 例

-  事業実施想定区域
-  風力発電機の設置予定範囲
-  水道用水の取水地点（湧水）
-  集水域

1:70,000



## 別添資料 17 実際の土地利用の状況及び写真

実際の土地利用について、写真でお示しいたします。

平地は農業地帯として田畑があり（写真1）、山地に向かって標高が高くなるにつれ、農業地帯から森林地帯に移り変わる地帯では牧草地が見られます（写真2）。

さらに林道を上ると森林地帯となります（写真3、写真4）。



写真1



写真2



写真3

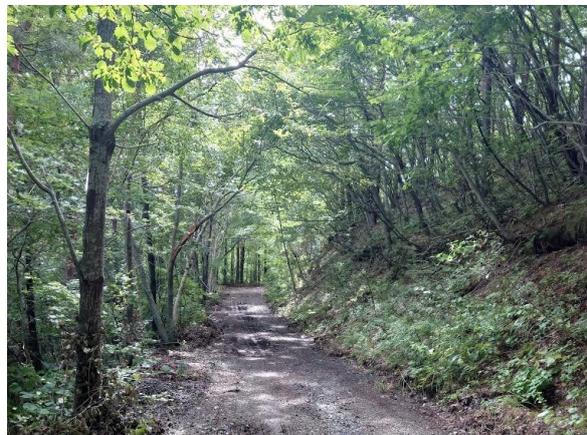


写真4

# 別添資料 18 土地所有者区分図

風力発電機の設置予定範囲の土地所有者区分は下図の通りです。

